



武蔵野ふるさと歴史館だより

創刊号

『武蔵野ふるさと歴史館だより』創刊によせて

武蔵野ふるさと歴史館担当課長(館長) 栗原一浩

「われわれは、われわれの歴史のなかにわれわれの未来の秘密が横たはつてあるといふことを本能的に知る」という岡倉天心の言葉がありますが、武蔵野ふるさと歴史館は過去と未来を結ぶ虹のようなものでありたいと考えます。

平成26年12月に開館した当館は、博物館機能、公文書館機能を有するのみならず、市民の交流スペースが整備された複合型の施設となっています。



こうした中、歴史学、考古学、民俗学の学芸員、更には公文書専門員(アーキビスト)を擁しておりますが、それ以外にも中島飛行機関連の研究やデザイン等を行うスタッフも在籍する才能豊かな人材の集合体であります。

開館から3年を迎えた今、彼等が執筆をする歴史館ニュースを発行する運びとなりました。

歴史はヘーゲルの言えは自由意思の集積と進化によるものであり、高い志のもとに新たに発行することになったこのニュースが、自由

と平等の精神に基づき、人間の築いてきた歴史の謎の一部を解き明かすものであってほしいと願っております。

そして、みなさま、歴史館にすでにいらしていただいておりますでしょうか。

スタッフ一同、心よりご来館をお待ち申し上げておりますので、ご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



目次

『武蔵野ふるさと歴史館だより』創刊によせて	1
吉祥寺村の地割と寛文4年の検地帳	2
文書の「穴」が本物の証拠～歴史館が持つ公文書館機能の紹介～	5
武蔵野市域のクルリ棒 ―その形態について―	6
中島飛行機武蔵製作所と米軍資料	8
収蔵資料紹介 / 学校教育連携展示	10

吉祥寺村の地割と寛文4年の検地帳

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 米崎清実

吉祥寺村は、江戸の火災とその後の江戸の町づくりにより住むところを失った吉祥寺門前の住民が江戸幕府に願い出て、現在の武蔵野市域に移住することを認められ、開かれた。そして寛文4年(1664)に検地を請け、吉祥寺村が成立する。現在の武蔵野市域を上空から撮影した写真からも、五日市街道に垂直に交わる形で、開村当時の短冊型の地割をはっきり見ることができる。この開村当時の地割について、『武蔵野市史』には次のように記載されている。

開発された屋敷と耕地とは、道路(五日市街道)を挟んで両側に短冊型に分けられ、均分主義あるいは均田主義と称されるほど、ほとんど均等に分配された。南側では三ヶ寺を除いて屋敷が二五人分に分割されたが、新蔵の屋敷が三〇間に八間で八畝歩あるほかは、すべて二〇間に八間の五畝一〇歩であった。屋敷のうしろに、上畑・中畑・下畑・下々畑とつながっていたが、その面積も新蔵を除いては大同小異であった。すなわち標準的な家は、道路に面する部分が二〇間で、奥行き八間分が屋敷、次ぎの七六間が上畑、次ぎの一二五間が中畑、次ぎの一一一間が下畑、次ぎの三三四間が下々畑であった。(中略)道路の北側の地割も似たもので、いずれも短冊型に配分されている。(中略)道路に面している部分は、南側同様に二〇間が標準で、奥行八間の五畝一〇歩が屋敷、そのうしろへ上畑・中畑・下畑・下々畑と持っている。『武蔵野市史』、昭和45年、武蔵野市役所 なお()は筆者の加筆。

『武蔵野市史』の記述は、藤原音松『武蔵野史』(昭和23年、武蔵野市役所)やさらに遡って『武蔵野町史』(昭和5年、太陽新報社)においても基本的に変わりない。この『武蔵野市史』の記述について、河田家文書に伝来する寛文4年7月7日「武州多摩郡吉祥寺村辰御縄水帳」(以下、検地帳と略記する。)から検証してみよう。

検地帳は北側と南側の2冊からなる。現在の五日市街道を挟んで、北側と南側、それぞれで検地帳が作成されている。記載内容は次のようになっている。

三百二拾四間 式拾四間	百貳間 式拾間	百廿五間 式拾間	七拾六間 式拾間	拾壹石七斗六升四合
下畑貳町六反七畝六歩	下畑六反八畝歩	中畑八反三畝拾歩	上畑五反貳拾歩	小右衛門
同	同	同	同	
人	人	人	人	

表1 検地帳記載の耕地面積

北側	上畑	18町2反9畝20歩
	中畑	32町5反6畝20歩
	下畑	130町8反4畝25歩
	屋敷	1町8反8畝歩
南側	上畑	13町4反2畝20歩
	中畑	27町3畝10歩
	下畑	105町1反4畝22歩
	屋敷	1町4反1畝10歩
北側 ＋ 南側	上畑	31町7反2畝10歩
	中畑	59町6反歩
	下畑	235町9反9畝17歩
	屋敷	3町2反9畝10歩

※『武蔵野市史』資料編三掲載第34・35号史料より作成

表2 明治2年吉祥寺村絵図記載の耕地面積

本田	上畑	31町7反2畝10歩	寛文4年7月検地
	中畑	59町5反3畝10歩	
	下畑	55町9反3畝16歩	
	屋敷	3町2反9畝10歩	
	中畑屋敷成	6畝20歩	
	下畑屋敷成	1反3畝歩	
野田	下畑	176町7反8畝10歩	元禄16年11月検地
	下畑屋敷成	1町9反6畝20歩	
新田 貳拾八町野	中畑	1町4反12歩	
	下畑	28町9反10歩	
	屋敷	2反2畝20歩	
	下畑屋敷成	1反5畝歩	

※明治2年9月吉祥寺村絵図(武蔵野市保管延命寺文書)より作成

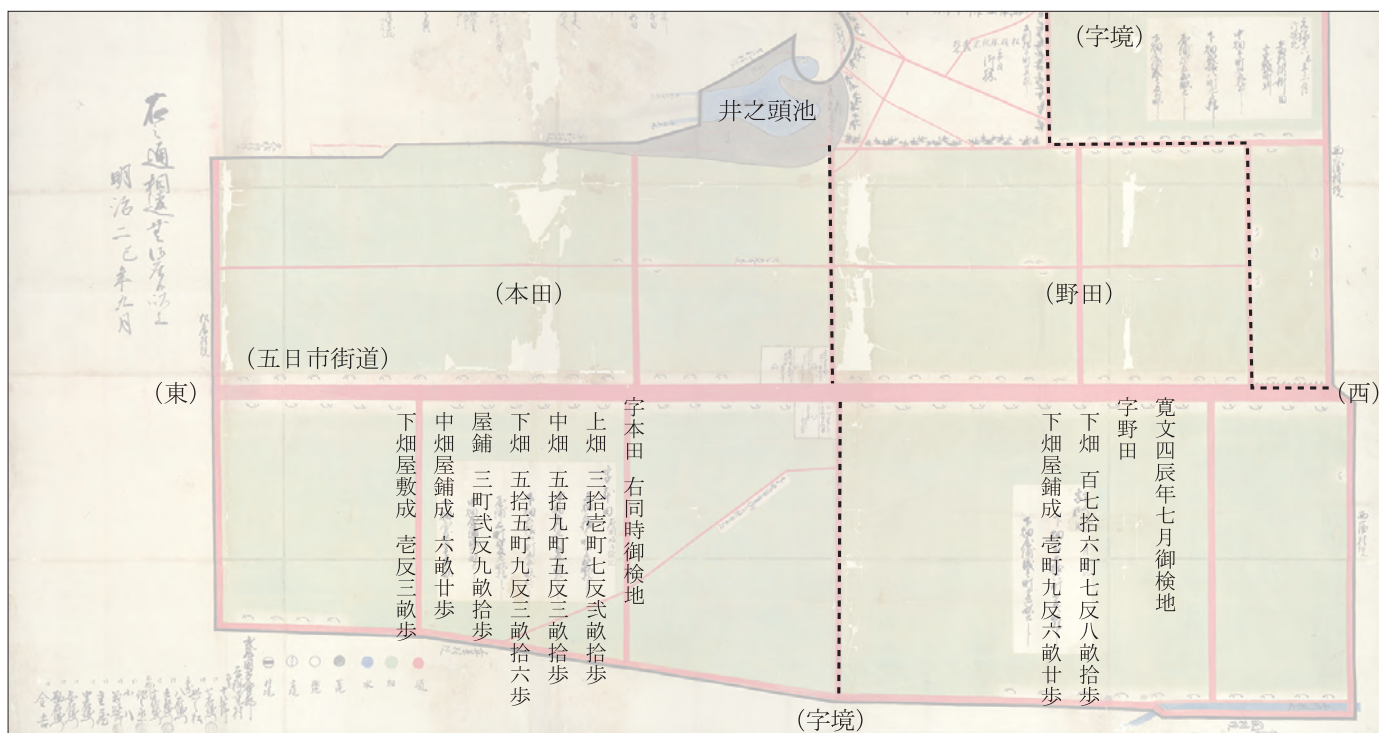
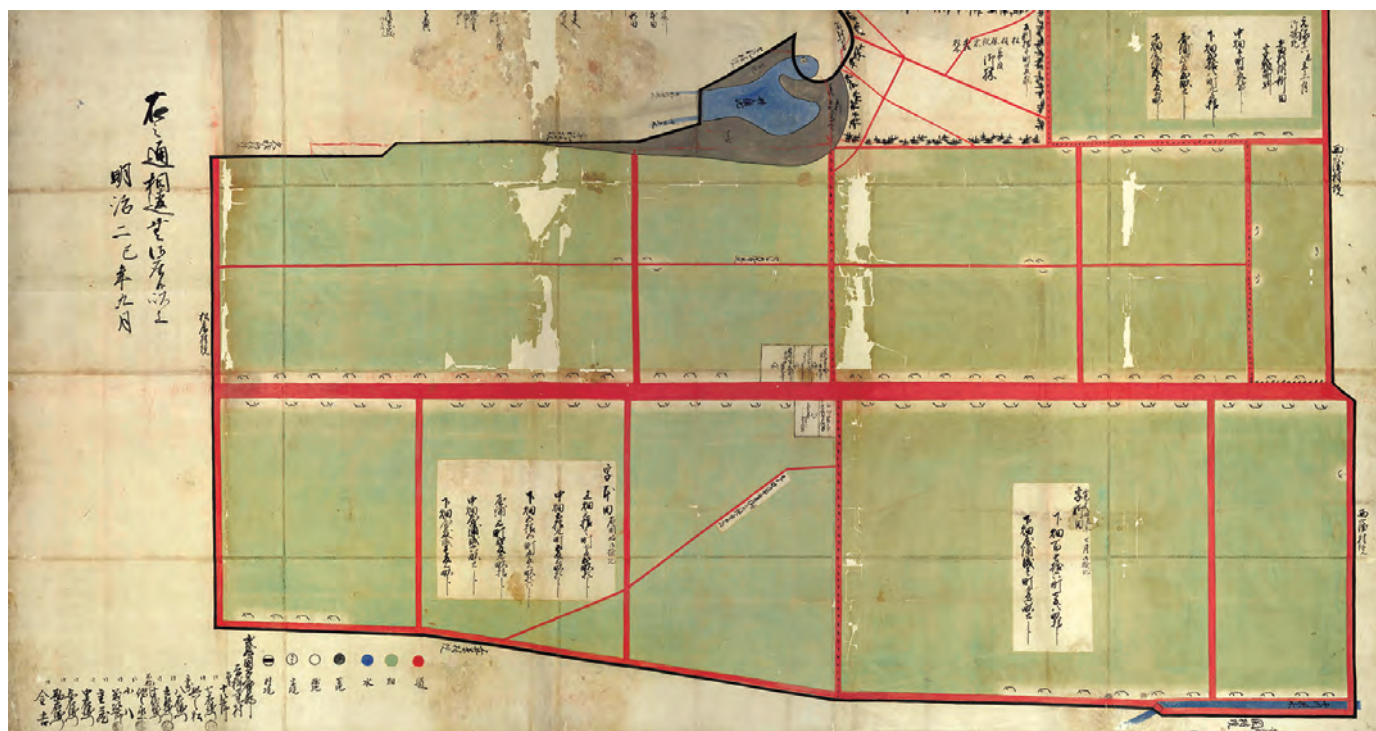
検地帳は土地の字ごとにそれぞれの田畑の等級と、それを保持する名請人、石盛が記されることが多いが、この検地帳では、いわゆる名寄帳のように、名請人ごとに持高と畑の面積、等級が記されている。末尾には名請人の屋敷がまとめて記載されており、その後に各畑と屋敷地の総計、石盛、分米が記されている。なお、現在の五日市街道の北側の検地帳には、名請人それぞれの持ち高が記されているが、南側の検地帳には記されていない。しかし、それ以外の記載方法は同様である。北側、南側それぞれの検地帳の末尾に記載されている耕地面積を表にまとめた(表1)。

『武蔵野市史』の記述と検地帳とを照合すると、下記のような食い違いや無理が生じている。

- ① 検地帳には下々畑の記載はなく、下畑が2筆に分けて記されている(以下、最初の下畑の記載一例示した小右衛門では下畑六反八畝歩にあたる部分を下畑A、後者の記載一例示した小右衛門では下畑貳町六反七畝六歩にあたる部分を下畑Bと記す)。
- ② 下畑Bの幅は、屋敷、上畑、中畑、下畑Aの幅と異なっている。
- ③ 例示した小右衛門の76間・125間・102間・334間は、五日市街道から北に向けた奥行となるが、その間数を合算すると637間(1,146m余)となり、吉祥寺村の南北方向の村域を大きく越えてしまう。
- ④ 検地帳に記載されている耕地の幅(例示した小右衛門では20間に相当する箇所)を合算すると、五日市街道の北側では725間(約1,305m)となり、吉祥寺村の東西方向の村域の半分程度の長さとなる。

ところで、延命寺から寄託を受けている明治2年(1869)9月の吉祥寺村絵図(以下、村絵図と略記する)がある。それには、吉祥寺村の本田、野田、新田それぞれの字ごとの耕地の等級と面積が記されている(表2)。本田は現在の五日市街道に南北方向に交差する吉祥寺通りから東側、それより西側が野田と記されている。そして本田に上畑、中畑、下畑、屋敷、中畑屋敷成、下畑屋敷成の面積、野田には下畑と下畑屋敷成の面積が記されている。

この村絵図記載の土地の面積と検地帳を照らし合わせてみよう。表2の村絵図記載の本田の上畑、中畑、屋敷は、表1の検地帳記載のそれぞれの北側・南側の合計した値とほぼ同様である。一方、下畑については、表1の検地帳記載の北側と南側の合計値は、村絵図記載の本田と野田の屋敷成地も含めた下畑を合計しないと近似しない。さらに、下畑Aに該当する検地帳記載の箇所(例示した小右衛門では6反8畝歩にあたる箇所)を合計すると54町4反6畝5歩となり、村絵図記載の本田の下畑と下畑屋敷成の合計した値と近似する。同じように下畑Bの部分の合計は、182町9反6畝20歩となり、村絵図記載の野田の下畑と下畑屋敷成の合計した値と近似する。すなわち、検地帳の名請人の下畑の面積を村絵図の面積と比較すると、下畑Aは本田分、下畑Bは野田分と見られるのである。五日市街道に面した幅についても、上畑、中畑、屋敷は同じ(小右衛門の場合は20間)であるが、下畑Bのみ異なっているのも、下畑Bが野田を地割したものと考えると整合性がつく。例示した小右衛門の場合、上畑、中畑、下畑Aと検地帳の末尾に記載されている屋敷が本田の土地であり、下畑Bは野田の土地である。五日市街道からの奥行を見ても、上畑から下畑Aまでの奥



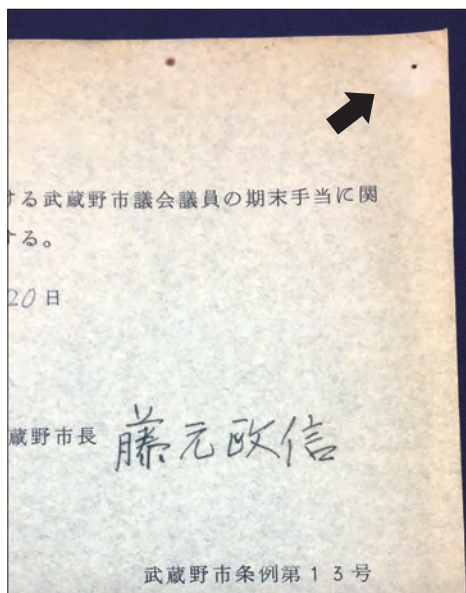
明治2年9月 吉祥寺村絵図 武蔵野市保管延命寺文書 下図の()は筆者による注記

行(76間+125間+102間=303間)に屋敷地の奥行8間を合算しても合計311間(約560m)となり、吉祥寺村の村域に収まる。

以上のように、寛文4年の検地帳は名請人ごとに本田、野田それぞれの土地を記載したものであると考えられるべきだろう。そして、検地により成立した吉祥寺村は、五日市街道を垂直に幟といわれる短冊型の地割りがなされたが、現在の吉祥寺通りより東の本田では屋敷、上畑、中畑、下畑、吉祥寺通りより西の野田では下畑を分割した地割りとなり、名請人は本田と野田それぞれの地割られた土地を有していたのである。

文書の「穴」が本物の証拠 ～歴史館が持つ公文書館機能の紹介～

武蔵野ふるさと歴史館 公文書専門員 高野弘之



業務の中で歴史公文書に触れていると、「この文書はどのように利用されてきて今ここにあるのだろうか？」と思うことがある。当市の場合、ファイリングシステム導入前の公文書は簿冊に綴られているが、綴じひもを通す穴以外の穿孔が施された文書を目にすることがある。【写真】は昭和54年の『条例原本』の1丁で、右上隅を拡大したものである。穴が穿っており、穴の周囲を避けてうっすらと日焼けをしているのが見える。いくつか同種の文書の観察を続けていくと錆の付着等も散見され、どうやら画鋲を刺した痕のようだ。この文書はどこかに貼られていたものなのだろうか？

市の制度を確認するために、「武蔵野市公告式条例」を見てみよう。この条例は、市が定めた情報をどのように市民に告知するのかを定めた決まりである。同条例第2条第2項には「条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う」（傍線筆者。以下同じ）とあり、他の規則等もこれに準じて市民へ周知される。先の文書は、市役所前の掲示場で貼り出したのちに

簿冊へ綴られた、だから穴があいていた、というわけである。

掲示が終わった後の文書は市役所で保存され、一定期間が経過すると「武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例」に基づき歴史館に移管される。当初筆者は簿冊表題にある「原本」の語の意味を正しく理解していなかったが、「実際に掲示した文書」という意味で使われているのである。文書にあいた小さな穴だが、この穴こそ「本物」であることの証拠なのだ。

では、なぜ「本物」であることが重要なのか？

現代の日本の行政は文書主義に則って運営されており、市民と行政の接点には常に文書が存在している。国を例にすると、『官報』は最寄りの官報販売所で購入できる。また、現在はweb上で様々な情報がどこでも即座に手に入るが、『官報』もその例に漏れずインターネットでの閲覧が可能である（インターネット版官報（国立印刷局）<https://kanpou.npb.go.jp/>）。「今」の情報を素早く入手できるという点を考えると、webでの情報提供は極めて有効である。しかし、掲載されている内容が本当に正しい内容なのかということについては注意が必要だ。インターネット版官報でも「ご利用にあたって」として以下のような注意書きを掲載している。

————— コンテンツは、印刷物である官報と同じ内容を掲載しており、官報に附属するものとして取り扱われていますが、内容の正確性を問う場合は、印刷物である官報で再度確認してください。

「なぜ印刷物で？」と疑問を感じられた方もおられるだろう。デジタルデータは改変が極めて容易で、かつ改変の痕跡が非常に残りにくいという特徴がある。また、再生機器等の閲覧環境によって表示が異なることも無いとは言えない。そのため、万が一にも誤りの無いようにこのような注意書きを掲載しているのだと考えられる。

現代は大量の情報が様々な場所から発信され、個人それぞれが簡単に受信できるシステムが整備された大変便利な時代だ。だが、私たちは大量の情報に翻弄され「本当にその情報が正確なのか」といった基本的な確認作業を怠りがちである。そのような時代だからこそ「何を根拠にものごとが語られているのか」「根拠となる情報は本物なのか」を確認する作業の大切さが改めて問われるのではないか。だが、一言で「確認」といっても、情報は膨大で日々新たに作成されるものであるから個人の努力では限度がある。

先に「穴が開いていることが現物である証拠」と述べたが、歴史館が現物を持っているのはまさにこの「確認」のためで

ある。すなわち歴史館は情報を現物に立ち返って利用者に「確認」していただくために本物を保存し続け、閲覧させることを最大の任務としているのだ。

歴史館は博物館機能と公文書館機能の両方を備えた複合施設だ。公文書館とは一般にはなじみの薄いことばかもしれない。今後、私たちの活動を通じて公文書館とは何なのかということは折に触れて説明していかなければならないが、まずは「公文書館とは、文書と市民の接点を永続的に担保し続けて市民の『知る権利』を保障するためのシステムである」ということを知っていただければ幸いである。

武蔵野市域のクルリ棒 —その形態について—

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 波田尚大

クルリ棒は主に麦の脱穀で用いる農具であり、麦作りの盛んな武蔵野市域では広く使用されていた。文化財悉皆調査・及び民俗資料調査によって確認した市域のクルリ棒は67点で、その内当館には19点が寄贈されている。

このクルリ棒を題材に地域研究を行った成果が、関東民具研究会による『南関東のクルリ棒』（註1）にまとめられている。

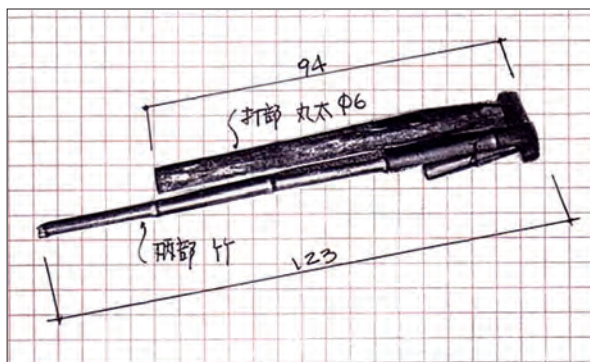


麦棒打ちの実演
昭和61年(1986)7月21日

この研究をはじめ、様々な地域でクルリ棒の地域研究が行われてきた（註2）。前述の先行研究を参考に、特にその形態と材質を中心に武蔵野市域のクルリ棒の特徴を考える。

後藤 廣史「南関東のクルリ棒—東京都多摩地区を中心として—」の形態分類（註3）をもとに、市域のクルリ棒を表「武蔵野市域のクルリ棒の形態と材質」にまとめた。

IV型＝回転軸があり、回転軸にホゾ穴をあけ打撃部（一本木）を挿し込む
V-①型＝回転軸があり、回転軸にホゾ穴をあけ打撃部（割竹結束）を挿し込む
V-②型＝回転軸があり、回転軸にホゾ穴をあけ打撃部（エゴノキ結束）を挿し込む



一本木型のクルリ棒（作図：民俗資料調査収集協力員）

番号	資料番号	使用地	形態	柄 材質	打撃部 材質
1	0003-0048	吉祥寺南町	V-②	竹	エゴノキ
2	0004-0256	緑町	V-①	竹	竹
3	0004-M0065	緑町	V-①	竹	竹
4	0004-M0066	緑町	V-①	なし	竹
5	0004-M0066	緑町	V-①	なし	竹
6	0004-M0066	緑町	V-①	なし	竹
7	0004-M0066	緑町	V-①	なし	竹
8	0004-M0066	緑町	V-①	なし	竹
9	0004-M0066	緑町	V-①	なし	竹
10	0004-M0074	緑町	V-①	なし	竹
11	0007-M0120	八幡町	V-②	竹	エゴノキ
12	0004-M0123	緑町	V-①	なし	竹
13	0004-M0124	緑町	V-①	なし	竹
14	0004-M0125	緑町	V-①	なし	竹
15	0004-M0126	緑町	V-①	なし	竹
16	0004-M0127	緑町	V-①	なし	竹
17	0004-M0128	緑町	V-①	なし	竹
18	0026-0028	境	V-①	竹	竹
19	0029-M0011	境	V-①	竹	竹
20	0029-M0011	境	V-①	竹	竹
21	0029-M0011	境	V-①	竹	竹
22	0029-M0011	境	V-①	竹	竹
23	0031-M0043	境	V-①	竹	竹
24	0035-M0001	八幡町	V-①	竹	竹
25	0035-M0001	八幡町	V-①	竹	竹
26	0036-M0004	関前	V-①	竹	竹
27	0042-0003	吉祥寺東町	V-②	竹	エゴノキ
28	0042-0004	吉祥寺東町	V-①	竹	竹
29	0042-0005	吉祥寺東町	V-②	なし	エゴノキ
30	0042-M0115	関前	V-①	竹	竹
31	0048-M0039	吉祥寺本町	V-②	竹	エゴノキ
32	0048-M0039	吉祥寺本町	V-②	竹	エゴノキ
33	0048-M0039	吉祥寺本町	V-②	竹	エゴノキ
34	0048-M0039	吉祥寺本町	V-②	竹	エゴノキ
35	0048-M0039	吉祥寺本町	V-②	竹	エゴノキ
36	0062-M0030	関前	V-②	竹	エゴノキ
37	0062-M0030	関前	V-②	竹	エゴノキ
38	0062-M0030	関前	V-②	竹	エゴノキ
39	0062-M0030	関前	V-②	竹	エゴノキ
40	0062-M0030	関前	V-①	竹	竹
41	0063-M0011	緑町	V-②	竹	エゴノキ
42	0063-M0011	緑町	V-②	竹	エゴノキ
43	0081-M0026	境	V-①	なし	竹
44	0086-0004	桜堤	V-①	竹	竹
45	0086-0012	桜堤	V-①	竹	竹
46	0097-M0040	関前	V-②	竹	エゴノキ
47	0097-M0041	関前	V-①	竹	竹
48	0102-M0015	吉祥寺北町	V-①	竹	竹
49	0106-M0021	関前	V-①	竹	竹
50	0107-M0043	関前	V-②	竹	エゴノキ
51	0110-M0009	境	V-①	竹	竹
52	0114-M0040	八幡町	V-①	竹	竹
53	0114-M0040	八幡町	V-①	竹	竹
54	0115-0020	境南町	V-①	竹	竹
55	0118-0049	西久保	V-①	竹	竹
56	0118-0050	西久保	V-①	竹	竹
57	0118-0051	西久保	V-①	竹	竹
58	0118-0052	西久保	V-①	竹	竹
59	0127-M0026	八幡町	V-①	竹	竹
60	0151-M0029	境	V-①	竹	竹
61	0160-M0011	吉祥寺北町	V-②	竹	ウシゴロシ
62	0169-0006	桜堤	V-②	竹	エゴノキ
63	0189-0019	境	V-①	竹	竹
64	0189-0024	境	IV	竹	一本木
65	0191-0005	境南町	V-②	竹	エゴノキ
66	0191-0056	境南町	V-②	なし	エゴノキ
67	1014-0068	不明	V-②	竹	エゴノキ

表「武蔵野市域のクルリ棒の形態と材質」(註4)

※資料番号内「M」のついているものは寄贈を受けていない資料。

市域で確認できるクルリ棒の形態はV-①型が44点と多く、V-②型が22点であった。IV型のクルリ棒は一点だけ寄贈を受けている。V-②型の内、一点だけエゴノキではなく、ウシゴロシの木を使用していたという報告があるが、寄贈された資料ではなく、確認できていない。

後藤によると多摩地域でみられるクルリ棒はこの三種類であり、「多摩川上流域の旧西多摩郡と多摩川右岸の旧南多摩郡では一本木型が、多摩川左岸の旧北多摩郡ではエゴノキ結束型と割竹結束型が併存している」(註5)とある。つまり、武蔵野市におけるクルリ棒は旧北多摩郡地域の特徴である、エゴノキ結束型と割竹結束型が併存している在り様を端緒に示していると言える。

一方で、注目したいのが一本木型のクルリ棒である。旧北多摩郡地域に属する清瀬市でも同様に三種のクルリ棒を所蔵しており、聞き書きから一本木型→エゴノキ結束型→割竹結束型の関係を見出すことができるというが、そもそも旧北多摩郡で確認されている一本木型のクルリ棒の数がきわめて少なく、結論には至っていない(註6)。

表中19から22までのクルリ棒の所有者は、クルリ棒はかつてエゴの木のものを用いていたという。一本木型のクルリ棒に関しては所蔵しているものの、調査は行われておらず、時代的な遷り変わりを示すことはできない。これらの形態の違いが、一本木型→エゴノキ結束型→割竹結束型という発展によって生まれたとは現状、一概に言うことはできないが、何らかの要因を契機として移行があったとしても不自然ではない。

この一本木型の資料を寄贈した秋本家について簡単に紹介しておこう。秋本家は旧境村の草分けの六人衆の家の一つで、境村の開拓から居住していたと伝わる家である(註7)。くりかえしになるが、一本木型を古い形のものと判断することは現状できない。しかし、仮にそうだった場合、一本木型のものが残っていても不思議ではない。

まとめると、武蔵野市域にはエゴノキ結束型・割竹結束型の2種類の形態のクルリ棒が数十点確認でき、これらは旧北多摩郡内の他地域と共通した特徴である。

また、旧北多摩郡内ではごくわずかにしか確認されていない、一本木型のクルリ棒が一点存在するということが、多摩地域にとって、武蔵野市にとって重要な特徴となるだろう。

紙面の都合上、クルリ棒の持つ、他のデータ（長さ・重量・使い方等）については扱うことができなかったため、今後の課題とする。

註1 関東民具研究会 編『南関東のクルリ棒』平成元年(1989)10月

註2 加藤 隆志「神奈川県のクルリ棒」神奈川県民俗調査報告『神奈川のクルリ棒・千歯抜き 農耕習俗と農具3』神奈川県立博物館 平成11年(1999)3月
織野英史・磯本宏紀 編『四国のからさお—四国の連枷調査報告集』四国民具研究会 平成19年(2007)3月など

註3 後藤 廣史「南関東のクルリ棒—東京都多摩地区を中心として—」『府中市郷土の森紀要』第3号 平成2年(1990)3月
尚、形態分類の数値に、推移の推定が見受けられるとの批判もあるが、多摩地域内の比較のため、そのまま使用した。

註4 表中の資料番号はそれぞれ台帳記載のものであり、一部公開予定のデータベースでの検索の利便性のために表記した。

註5 後藤 廣史「クルリ棒」小川 直之・後藤 廣史・佐藤 広・増田 昭子・関東民具研究会編著『多摩民具事典』たましん地域文化財団 平成9年(1997)10月

註6 註5

註7 『武蔵野町史』昭和5年(1930)12月

中島飛行機武蔵製作所と米軍資料

武蔵野ふるさと歴史館 主任 合田宇宏

武蔵野市役所、武蔵野陸上競技場、武蔵野東学園、NTT 武蔵野研究開発センタ、武蔵野中央公園。これら5か所に共通する事柄といえば、なんだろうか。

答えは様々あるかもしれないが、ここでは、いずれの施設も中島飛行機武蔵製作所およびその附属施設の跡地に所在しているということを答えとしたい。

中島飛行機武蔵製作所とは、大正6年(1917)に中島知久平が群馬県で発足させた研究所に端を発する中島飛行機株式会社の製作所で、主にエンジン生産の機能を有していた。いわゆる「零戦」や「隼」などの戦闘機に搭載されたエンジンである「栄」などを生産しており、最盛期には同製作所だけで国内生産量の25%を超える軍用機用エンジンを生産していたという。昼夜交替制で24時間稼働していた製作所には、勤労働員の学徒も含め最大で約5万人が勤務していたとされる。このことから、いかにこの製作所が巨大であり、当時の軍需生産において大きな役割を担っていたかがわかるだろう。

中島飛行機武蔵製作所の存在は、武蔵野町(当時)に大きな影響をもたらした。人口は急増し、近隣には関連する中小の工場も集積した。また、三鷹駅武蔵野口(現・北口)の開設も工員の通勤利便性を高めることが大きな理由のひとつであったとみられる。このように、同製作所は町の発展に寄与したのである。

しかし一方で、武蔵野町がアメリカ軍に爆撃される要因となり、多くの住民が犠牲になった。マリアナ諸島を陥落させたことにより、東京を直接攻撃できる範囲とすることに成功したアメリカ軍が、真っ先に攻撃目標としB29による爆撃を行ったのが、TARGET No.357とされた武蔵野の中島飛行機武蔵製作所であった。爆撃の手法としてはいわゆる東京大空襲にみられる無差別爆撃(絨毯爆撃)ではなく、精密爆撃と呼ばれるものが主であったが、爆弾は上空8,000mを超える高い高度から投下されたこともあり、製作所のみならずその周辺にも多くが着弾した。すなわち、製作所周辺の近隣住民も爆撃に遭い、大きな被害を受けたのである。

そして、戦争が終わり、武蔵野市が誕生してからも、中島飛行機武蔵製作所はその跡地の活用という面で、武蔵野に大き

な影響を与えてきた。グリーンパーク野球場や米軍宿舍及びその関係施設、都営や公団の集合住宅や電気通信研究所、市営陸上競技場。冒頭で述べたものを含め、これらすべてが製作所およびその附属施設の跡地に建設されたものである。

ところで、このように武蔵野に大きな影響を与えた中島飛行機武蔵製作所であるが、同製作所の詳細を辿ろうとすれば、比較的早いうちに困難にぶつかることとなる。それは、同製作所で作られた文書類が国内にはほとんど現存していないことによるものである。終戦直後に GHQ からの追及を恐れて文書等を焼却してしまったという話はよく聞かすが、そもそも中島飛行機が終戦とともに解体され、いくつもの会社に分散したことなど、要因は様々考えられる。

このように国内の資料から歴史を辿ろうとしても、それには限界があるのだ。そこで、重要となってくるのが、中島飛行機武蔵製作所を攻撃目標として爆撃した、アメリカ軍の作成した資料である。

アメリカ軍は爆撃前に偵察機を飛行させ情報収集を行ったことをはじめ、製作所に関する様々なデータや写真を記録し、保存していた。そして、それらの記録は公文書として米国国立公文書館（NARA）に所蔵され、現存しているのだ。武蔵野ふるさと歴史館はそのような情報をきっかけに、戦後 70 年を迎えるにあたり、調査・収集を開始した。それこそが、平成 27 年度より実施した中島飛行機武蔵製作所関連資料調査である。平成 27 年度は収集に先立つ調査を実施。翌 28 年度には調査に加え、収集作業を実施した。そして、平成 29 年 10 月、武蔵野市の市制施行 70 周年を記念した企画展「TARGET No.357 ～攻撃目標となった町、武蔵野～」として新規に収集した資料を中心とした展示を開催する運びとなった。ここでは、その一部を紹介したい。

TARGET CHART NO.7 TOKYO AREA **18-NM6-7A-3196-4** 米国国立公文書館 原蔵

1945 年 1 月と記載された目標地図。
東京都心や横浜、横須賀や木更津など首都圏の広い地域が記載されているなか、武蔵野が同心円の中心に描かれている。
まさに、武蔵野が攻撃目標とされていたことが良くわかる図である。



終戦から 72 年、武蔵野における初爆撃から 73 年が経過した。

戦争を体験された方の高齢化は著しく進んでおり、それらの体験については期を逃さず記録をしていかなければならない。また当時の資料も世代交代が進んでいくなかで、各家庭にしっかりと保存されていくとは限らないため、積極的な収集活動を行っていく必要があるだろう。

武蔵野ふるさと歴史館では、地域の歴史、そして地域における戦争の歴史を伝え、地域の視点から戦争や平和について考えていただく機会を提供するために、これからも戦争関係資料および中島飛行機関係資料の収集・保存・展示の活動を進めていくのである。

収蔵資料紹介 ①

市長が交代する時に作る文書 ～市長事務引継書～

武蔵野ふるさと歴史館 公文書専門員 高野弘之



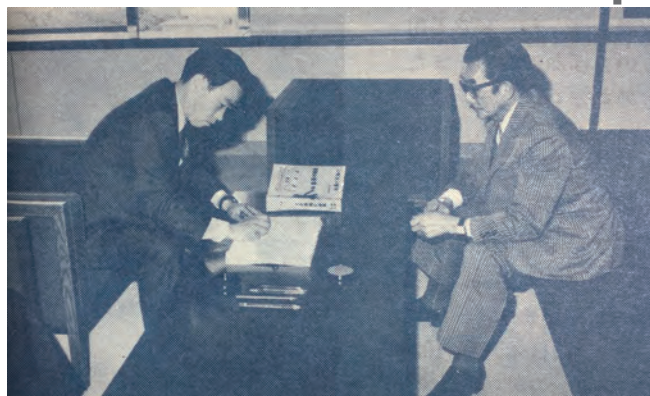
【写真1】歴史公文書として収蔵されている市長事務引継書

平成29年8月14日、前市長の邑上守正氏(第5代市長)は任期満了に伴う市長選(9月24日告示、10月1日投開票)に立候補しないことを表明した。新たに就任した市長は地方自治法第159条に基づき邑上前市長から事務引継を受けたが、この際に作成される文書が「市長事務引継書」である。後任者は事務引継を受ける権利とともに義務を有しており、正当の理由なく事務引継を拒むことはできない(同条第2項)。

【写真1】は当館が歴史公文書として所蔵している2冊の市長事務引継書である。1冊は昭和38年5月4日付で荒井源吉氏(初代市長)から後藤喜八郎氏(第2代市長)へのもの、もう1冊は昭和58年5月14日付で藤元正信氏(第3代市長)から土屋正忠氏(第4代市長)へのものである。

市長事務引継書の中身を少しのぞいてみよう。事務引継書は「書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載」するよう定められている(地方自治法施行令第124条)。このため、昭和38年と昭和58年の市長事務引継書の目次構成はほぼ同じだが、行政量の増大にともない「将来企画を予定する重要事項」として各課の挙げた行政課題が多くなる傾向が読み取れる。後者の冊子の厚さが前者に比べてほぼ倍になっているのはそのためである。当時の『市報むさしの』(昭和58年6月1日号)によると、午前10時から行われた引き継ぎは「大量の引き継ぎ事項のため、予定時間をオーバーして正午近く」までかかったとある【写真2】。

市と市政にかかわる事項を網羅的に取り上げ、当時の状況が詳細に記されている市長事務引継書は、市の基本的な事項を知るまたとない史料といえるだろう。



【写真2】『市報むさしの』昭和58年6月1日号より
藤元氏(右)から引き継ぎを受ける土屋氏(左)。
机上には「市長引継書」らしき簿冊が置かれているのが見える。

学校教育連携展示

まわるどうぐと武蔵野のくらし

平成30年1月20日(土) — 4月26日(木)

武蔵野市を東京オリンピックの聖火ランナーが走ったのは、昭和39年(1964)10月8日のことです。その前後のくらしのなかには「まわるどうぐ」が多いことに気が付かれます。「まわる」という「うごき」に注目し、市域に伝わる様々などうぐをみていくと、その頃のくらしが見えてきます。

会場 武蔵野ふるさと歴史館 第二展示室



武蔵野ふるさと歴史館だより 創刊号

発行 平成30年(2018)1月1日

〒180-0022 東京都武蔵野市境 5-15-5 Tel 0422-53-1811
http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shogaigakushu_koza/rekishikan/
E-mail: rekishikan@city.musashino.lg.jp